

# 「総合福祉センター」利用に当たってのお願い

【令和5年5月8日更新】

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号)上の位置付けが、新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更され、国では、この位置付けの変更と合わせて、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が廃止されます。

これを受けて、鴻巣市では新型コロナウイルス感染症への対策が更新されました。

更新された内容に基づき、利用にあたっては下記のとおり引き続きご協力をお願いいたします。

## 1 マスク

マスクの着用については、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本といたします。

## 2 基本的な感染対策

「三つの密」の回避、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の基本的な感染対策を励行するようお願いいたします。

## 3 アルコール消毒

入口に設置している消毒液で入館・退館時に手指を消毒し、受付でアルコール消毒液とキッチンペーパーを貸出しますので、使用前と使用後の机や椅子等の消毒を利用団体の皆さまをお願いいたします。

## 4 検温

入口に設置のサーモカメラを使用するなど、適切な利用を心掛けてください。

※ご理解・ご協力、よろしくお願いいたします。

(指定管理者) 鴻巣市社会福祉協議会